

国立国会図書館

最近の主な日本国憲法改正提言

—平成 25 年 1 月～平成 26 年 12 月及び補遺—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 856 (2015. 3. 23.)

はじめに

I 概説

- 1 収録対象について
- 2 各提言及びその出典等について

II 各提言の比較対照表

- 平成 25 年 1 月から平成 26 年 12 月までに政党及び民間団体により公表された日本国憲法の改正に関する提言を簡潔に紹介する。
- 各提言を 11 の分野（「前文」、「国民主権・天皇」、「安全保障・国際貢献」、「国民の権利義務」、「立法」、「行政」、「司法」、「財政」、「地方自治」、「改正手続」及び「最高法規・緊急事態・その他」）に分けて整理し、表にまとめて比較に資する形とした。
- 平成 17 年 12 月から平成 24 年 12 月までの日本国憲法改正提言を整理した『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.774 の補遺等を含む。

国立国会図書館
調査及び立法考査局憲法課
もとお りゅういち
(元尾 竜一)

第 8 5 6 号

はじめに

平成 12 年 1 月に召集された第 147 回国会（常会）において衆参各議院に憲法調査会が設置され、平成 17 年 4 月にそれぞれの報告書を各議院の議長に提出した。その後、平成 19 年に、憲法調査会に代わり、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案の発議も行うことができる機関として憲法審査会が各議院に設置され、平成 23 年 10 月に召集された第 179 回国会（臨時会）から実質的に活動を開始した。

この間、様々な日本国憲法の改正に関する提言（以下「提言」という。）が公表されてきた。これらのうち、平成 13 年 1 月から平成 24 年 12 月までに公表された主な提言については、本誌において紹介済みである¹。本稿は、これに引き続き、平成 25 年 1 月以降に公表された主な提言について紹介するものである。また、それ以前の提言についても、必要に応じて補遺等の形で紹介する。

I 概説

1 収録対象について

本稿に収録したのは、原則として、平成 25 年 1 月から平成 26 年 12 月までに公表された提言であって、憲法全体を対象とし、かつ、分野ごとに検討を行っているものに限っている。同一又は同系統の団体が複数の提言を公表している場合は、最新のものを採用した。

なお、文中の所属、肩書等は、提言の公表時のものである。

2 各提言及びその出典等について

提言を発表している主体を政党と民間団体に分類して、それぞれの特徴及び出典を紹介する。なお、紹介順については、基本的に公表順とした。出典については、3 ページの一覧表を参照されたい。

（1）政党による提言

（i）生活の党「憲法についての考え方」・「憲法についての考え方 Q&A」

平成 25 年 5 月 9 日に、生活の党の憲法に対する総合的な考え方を示すものとして公表された。憲法の各章について明文で改憲すべき項目と改憲を検討すべき項目を示している。主な特色としては、現行憲法第 9 条の「加憲」方式による改正、通年国会の実現、緊急事態規定の整備等が挙げられる。

* 本稿に掲げるインターネット情報は、平成 27 年 1 月 23 日現在のものである。

¹ 諸橋邦彦「主な日本国憲法改正試案及び提言」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.474, 2005.3.18. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998435_po_0474.pdf?contentNo=1>; 諸橋邦彦「主な日本国憲法改正試案及び提言—平成 17（2005）年 3 月～11 月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.537, 2006.4.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000652_po_0537.pdf?contentNo=1>; 鈴木尊紘「最近の主な日本国憲法改正提言—平成 17 年 12 月～平成 24 年 12 月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.774, 2013.3.14. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8091643_po_0774.pdf?contentNo=1>

(ii) 日本維新の会（旧）「日本維新の会国会議員団憲法調査会「中間報告」

平成 25 年 6 月 25 日に、日本維新の会（旧）²の憲法改正の方向性についての合意事項として中間報告の形で公表された³。憲法の各章について、改憲すべき点を中心に議論の方向性を示している。主な特色としては、首相公選制の導入及び 1 院制国会への再編成、道州制の導入、憲法改正発議要件の緩和、緊急事態規定の整備等が挙げられる。

(iii) 次世代の党「基本政策」

平成 26 年 8 月 1 日に結成された次世代の党から、同月、党の「綱領」と「基本政策」が公表された。これらは対象を憲法に特化したものではないが、国民の手による新しい憲法（自主憲法）の制定を訴えており、「基本政策」において、1 院制の採用、首相公選制の導入、国家緊急権規定の整備、憲法改正発議要件の緩和等を主張している。

(iv) 維新の党「基本政策」・「消費税・原発・自衛権に関する見解」

平成 26 年 8 月 1 日に結成された日本維新の会（新）は、9 月 21 日に結いの党と合流し、維新の党を結成した。そして、同日、維新の党の「基本政策」が（「綱領」と共に）公表された。これは対象を憲法に特化したものではないが、憲法改正による統治機構改革を訴えており、首相公選制の導入、広域地方政府としての道州制の導入及びその後の 1 院制国会の実現、憲法改正発議要件の緩和等を主張している。また、政策の一環として、同月 26 日に「消費税・原発・自衛権に関する見解」が公表された。

(v) (参考) 自由民主党「日本国憲法改正草案」

自由民主党憲法改正推進本部がまとめ、平成 24 年 4 月 28 日に公表された「日本国憲法改正草案」は、字句の修正を含め、日本国憲法を全面的に見直すものとなっている。その解説及び資料集として同年 10 月に『日本国憲法改正草案 Q&A』が公表されていたが、各種の論議を経て、立憲主義、家族規定等についての解説を追加した増補版が平成 25 年 10 月に公表された。ただし、憲法改正案自体に変更はない。

(2) 民間団体による提言

(i) 新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議）「新憲法第 3 次案」

新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議）（現会長：清原淳平氏）が平成 19 年に、第 1 次案（平成 15 年）及び第 2 次案（平成 18 年）に続く第 3 次案としてまとめたもので、主な特色としては、国会の 1 院制採用、憲法裁判所の設置、緊急事態規定の創設、憲法改正要件の緩和等が挙げられる。平成 24 年 5 月 3 日には同案の解説「新憲法第 3 次案の特色」も公表されている。

(ii) 産経新聞社「産経新聞「国民の憲法」要綱」

産経新聞社が平成 25 年 4 月 26 日に公表したもので、要綱という名称ではあるが、実際は条文形式にまとめられた新たな憲法案となっている。主な特色としては、国会

² 平成 26 年 7 月 31 日に日本維新の会が解党し、その所属議員によって翌 8 月 1 日に日本維新の会と次世代の党の 2 党が結成された。本稿では、この 2 つの「日本維新の会」について、便宜上、前者を「日本維新の会（旧）」、後者を「日本維新の会（新）」と表記する。

³ 「中間報告」との名称から、これに続く報告の作成を予定していたと考えられるが、公表されないまま平成 26 年 7 月の解党に至った。

の立法期制の採用、最高裁判所憲法部の設置、緊急事態規定の創設、憲法改正要件の緩和等が挙げられる。

表 各提言の出典一覧表

| | 提言名 | 公表年月 | 出典文献又はホームページ |
|------|---|-------------|--|
| 政党 | (i) 生活の党 「憲法についての考え方」・「憲法についての考え方 Q&A」 | 平成 25 年 5 月 | 生活の党ホームページ < http://www.seikatsu1.jp/activity/diet/act0000062.html > < http://www.seikatsu1.jp/activity/diet/act0000089.html > |
| | (ii) 日本維新の会 (旧) 「日本維新の会国会議員団 憲法調査会「中間報告」」 | 平成 25 年 6 月 | (解党に伴い、ホームページ閉鎖) |
| | (iii) 次世代の党 「基本政策」 | 平成 26 年 8 月 | 次世代の党ホームページ < http://jisedai.jp/basicpolicy > |
| | (iv) 維新の党 「基本政策」・「消費税・原発・自衛権に関する見解」 | 平成 26 年 9 月 | 維新の党ホームページ < https://ishinnotoh.jp/policy/policydetail/ > < https://ishinnotoh.jp/policy/policy3/ > |
| | (v) (参考) 自由民主党 「日本国憲法改正草案」 | 平成 24 年 4 月 | 自由民主党ホームページ < https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf > ⁴ |
| 民間団体 | (i) 新しい憲法をつくる 国民会議 (= 自主憲法制定 国民会議) 「新憲法第 3 次案」 | 平成 19 年 | 新しい憲法をつくる国民会議 (= 自主憲法制定国民会議) ホームページ < http://www.sin-kenpou.com/pdf/3rd-amendment.pdf > |
| | (ii) 産経新聞社 「産経新聞「国民の憲法」 要綱」 | 平成 25 年 4 月 | 産経新聞社『国民の憲法』産経新聞出版, 2013. 又は 産経新聞社ホームページ < http://sankei.jp.msn.com/politics/news/130426/plc13042610310034-n1.htm > ほか |

II 各提言の比較対照表

4 ページ以下の表では、I の 2 で掲げた提言の内容を、①「前文」、②「国民主権・天皇」、③「安全保障・国際貢献」、④「国民の権利義務」、⑤「立法」、⑥「行政」、⑦「司法」、⑧「財政」、⑨「地方自治」、⑩「改正手続」及び⑪「最高法規・緊急事態・その他」の 11 の分野に分け、現行憲法との異同を中心に整理している。表中「【検討】」としているものは、政党内等で、その内容について今後の検討若しくは議論を要するとしているもの又は必ずしも統一した意見とはなっていないものを指す。

なお、「総理大臣」は「首相」とするなど必要に応じて表記上の統一を図った。

⁴ URL は、『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』のもの。この中に「日本国憲法改正草案」も収録されている。

(1) 政党による提言

| | 生活の党「憲法についての考え方」・「憲法についての考え方 Q&A」 (平成 25 年 5 月) | 日本維新の会 (旧)「日本維新の会国会議員団憲法調査会「中間報告」」 (平成 25 年 6 月) |
|---------------|--|--|
| 前文 | | ①他国に自国の生存を委ねる趣旨を改め、国家の自立を目指す趣旨に改正 ②国の基本原則として以下を規定 a 国民主権と代表民主制、将来の国民への責任 b 伝統及び自由と民主主義の尊重 c 国家の自立と平和主義 |
| 国民主権・ 天皇 | ①国事行為に緊急事態関係を追加 【検討】 [1] 公的行為のうち特に重要なものを規定 (内閣が責任を負う) | ①天皇が国民の永続的な歴史的意志を代表する象徴的な元首であること の明確化 (首相公選制の導入に伴い、首相はその時々々の国民の政治的多数 意思を代表する行政政府の長であることとの対比を明確化する) |
| 安全保障・ 国際貢献 | ①国連の平和維持活動に自衛隊が参加する根拠となる規定を設ける ②国連の平和維持活動への参加に際しては、実力行使を含むあらゆる手段 を通じて、世界平和のために積極的に貢献する旨を規定する (自衛権及び自衛隊については、現行の規定を維持する。ただし、その解 釈は以下のとおり) 「外国からの急迫かつ不正な侵害及びそのまま放置すれば我が国に対する 直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に限って、我が国の独立 と平和を維持し国民の安全を確保するため、やむを得ず行う必要最小限度 の実力行使は、個別的又は集団的な自衛権の行使を含めて、妨げられない。 それ以外では武力行使しない。」「この自衛権を行使するために必要な最 小限度の「自衛力」として自衛隊を保有」 | ①侵略戦争の否認と国際社会における責任の遂行の明記 ②自衛隊を憲法に位置付ける ③集団安全保障への自衛隊の参加を可能とする ④個別的及び集団的自衛の固有の権利を有し、これを行使できる旨の明記 |
| 国民の権 利義務 | ①プライバシー権、知る権利を規定 ②国による環境保全の責務を規定 ③犯罪被害者等への配慮について明記 | ①現行憲法で認められた自由及び権利の保障 ②国及び地方の参政権が国民固有の権利であることの明記 【検討】 [1] 自然環境の保全、犯罪被害者の権利等の新しい権利・義務 |

| | 生活の党「憲法についての考え方」・「憲法についての考え方 Q&A」 (平成 25 年 5 月) | 日本維新の会 (旧)「日本維新の会国会議員団憲法調査会「中間報告」」 (平成 25 年 6 月) |
|----|--|--|
| 立法 | <p>①各議院に求められる役割・性格の理念及び各々の議員の選出方法の理念・原則を規定する (差別化)</p> <p>②会期制を改め、通年国会へ</p> <p>③本会議の開会のための定足数を不要とする</p> <p>④国務大臣の出席義務の緩和</p> <p>⑤会計検査院又は同院を改組した行政監視院を国会の附属機関とする</p> <p>⑥国政調査権の発動の容易化 (少数の議員でも可能に)</p> <p>⑦政党について規定する</p> <p>【検討】</p> <p>[1] 法律の制定に関する衆議院の優越を強化する (再議決要件を過半数に)</p> | <p>① (首相公選制導入を前提として) 国会の 1 院制への再編成</p> <p>②政党規定の新設</p> <p>【検討】 (いずれも憲法改正規定の改正と同時に行う前提で検討)</p> <p>[1] 法律案の衆議院での再議決要件を「3 分の 2」から「過半数」へ緩和</p> <p>[2] (国会開会中の外交活動のため) 国務大臣の国会出席義務規定の見直し</p> |
| 行政 | <p>①衆議院の解散の実体的要件及び内閣の権限であることの明記</p> <p>②首相が欠けた場合等における臨時代理の根拠規定</p> <p>【検討】</p> <p>[1] 首相は衆議院議員から選出とする</p> | <p>①行政権の主体を内閣から首相に変更</p> <p>②首相公選制</p> |
| 司法 | <p>【検討】</p> <p>[1] 憲法裁判所の設置</p> <p>[2] 弾劾裁判所の組織・権能</p> <p>[3] 検察官等の弾劾制度の創設</p> | <p>①国民の司法参加の在り方の明記</p> <p>②専門性のある事件の処理のため最高裁判所の系列下への行政裁判所等の設置</p> |
| 財政 | <p>①公金支出制限規定を私学助成が可能となるような文言に改正</p> <p>②会計検査院又は同院を改組した行政監視院を国会の附属機関とする</p> | <p>①財政規律条項の規定</p> <p>②公会計の基本原則の明記 (透明性の確保、経常収支勘定と資本的収支勘定の区分等)</p> <p>③予算及び決算に関する首相の説明責任の明記</p> <p>④国会の予算修正権の明確化</p> <p>⑤財政における緊急事態規定の明記</p> <p>⑥予算が年度内に成立しない場合の措置等の明記</p> |

| | 生活の党「憲法についての考え方」・「憲法についての考え方 Q&A」 (平成 25 年 5 月) | 日本維新の会 (旧)「日本維新の会国会議員団憲法調査会「中間報告」」 (平成 25 年 6 月) |
|-----------------------|--|---|
| 地方自治 | <p>①国と地方の役割分担の明記 (地方公共団体が必要な施策を自らの判断と責任で策定・執行できるようにし、国の役割が外交、防衛等に限定されることを明記)</p> <p>②地方公共団体の課税権及び財源確保</p> <p>【検討】</p> <p>[1] 条例の上書き権 (条例により法律の特例を設ける権限)</p> | <p>①道州制の明記</p> <p>②広域自治体 (道州) と基礎自治体の 2 層制の明記</p> <p>③道州に専属的・優先的な立法権限のある領域の存在の明記</p> <p>④道州の課税自主権その他の自主的財政運営の明記</p> <p>⑤条例の上書き権</p> |
| 改正手続 | (現行規定維持) | <p>①国会の発議要件を「過半数」とする</p> <p>②緊急事態時における憲法改正の禁止</p> |
| 最高法規・ 緊急事態・ その他 | <p>①緊急事態規定 (内閣による緊急事態宣言等)</p> <p>②全大臣が欠けた場合等の臨時代理の根拠規定</p> <p>【検討】</p> <p>[1] 緊急時の国会議員の任期延長規定</p> | <p>①国民が政府に信託し、政府が信託を受けて国民の人権を保障するという基本理念の明記</p> <p>②憲法の条約への優位の明確化</p> <p>③公務員の憲法尊重擁護義務の現状維持</p> <p>④緊急事態体制の整備 (首相の指揮命令権及び国会による民主的統制の明記) (武力攻撃及び大規模な自然災害・事故・テロ・伝染病等への対処並びに有事における憲法秩序の維持等のため)</p> |

| | 次世代の党「基本政策」 (平成 26 年 8 月) | 維新の党「基本政策」 (平成 26 年 9 月) | (参考) 自由民主党「日本国憲法改正草案」 (平成 24 年 4 月) |
|---------------|--|---|--|
| 前文 | | | <ul style="list-style-type: none"> ①長い歴史と固有の文化 ②象徴天皇制国家 ③国民主権の下での 3 権分立に基づく統治 ④先の大戦による荒廃や大災害からの発展 ⑤平和主義の下での諸外国との友好関係の増進、世界の平和と繁栄への貢献 ⑥国民による誇りと気概を持った国と郷土の防衛 ⑦基本的人権の尊重 ⑧和の尊重、家族と社会全体の互助による国家の形成 ⑨自由と規律の重視 ⑩美しい国土と自然環境の保持 ⑪教育や科学技術の振興 ⑫活力ある経済活動を通じた国の成長 ⑬良き伝統と国家を末永く子孫に継承 |
| 国民主権・ 天皇 | | | <ul style="list-style-type: none"> ①天皇を国家元首とする ②天皇は「国民のために」首相及び最高裁判所の長である裁判官を任命する ③天皇の国事行為に対する内閣の「助言と承認」ではなく「進言」 ④天皇の公的行為の明記 |
| 安全保障・ 国際貢献 | <p>①自衛権及び自衛隊(国防軍)に関する規定の新設</p> <p>(集団的自衛権に関する憲法解釈の適正化)</p> | <p>(現行憲法下で可能な「自衛権」の在り方を具体化)</p> <p>(「消費税・原発・自衛権に関する見解」では、現在の安全保障環境の変化に応じた「自衛権の再定義」が必要としている)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①現行憲法第 9 条第 2 項を削除し、自衛権を明確化する ②首相を最高指揮官とする国防軍の保持 ③国防軍の本来目的に係る活動に対する国会の統制 ④国防軍の国際的活動 ⑤国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項を法律に委任 ⑥国防軍への軍事審判所の設置 ⑦領土等の保全及びその資源の確保 |

| | 次世代の党「基本政策」 (平成 26 年 8 月) | 維新の党「基本政策」 (平成 26 年 9 月) | (参考) 自由民主党「日本国憲法改正草案」 (平成 24 年 4 月) |
|---------|--|---|--|
| 国民の権利義務 | ① 国家と個人をつなぐ最小単位としての家族を尊重する規定 ② 国及び地方の参政権を国民固有の権利と明記 | | ① 自由・権利には責任・義務が伴うことの自覚 ② 「公共の福祉」の文言を「公益及び公の秩序」に改める ③ 「個人の尊重」から「人としての尊重」への変更 ④ 障害者の差別の禁止 ⑤ 選挙権を日本国籍保有者に限定 ⑥ 「奴隷的拘束」の禁止から「社会的又は経済的關係における身体の拘束」の禁止への変更 ⑦ 個人情報の保護 ⑧ 政教分離原則の緩和（国及び公共団体は、社会的儀礼・習俗的行為の範囲内であれば宗教的活動を許容される） ⑨ 公益及び公の秩序を害することを目的とした表現活動、結社等の禁止 ⑩ 国政上の行為について国民に説明する国の責務 ⑪ 家族の尊重及び互助義務 ⑫ 国民との協力による国の環境保全 ⑬ 在外国民の保護 ⑭ 犯罪被害者等への配慮 ⑮ 教育環境の整備 ⑯ 公務員の労働基本権の制限 ⑰ 知的財産権 |
| 立法 | ① 内閣提出法案の廃止 ② 予算法案への変更 ③ 衆参合併による 1 院制 | ①（道州制導入後）1 院制国会 ② 強力な会計検査機関（米国会計検査院（GAO）型）を国会に設置 | ① 選挙人及び被選挙人の資格における障害者差別の禁止 ② 選挙区の決定方法 ③ 通常国会の会期を法律に委任 ④ 議員の要求に基づく臨時国会の召集期限（20 日以内）の明記 ⑤ 定足数の緩和（議決の際のみの要件とする） ⑥ 大臣の議院出席義務の緩和 ⑦ 政党規定 |

| | 次世代の党「基本政策」 (平成 26 年 8 月) | 維新の党「基本政策」 (平成 26 年 9 月) | (参考) 自由民主党「日本国憲法改正草案」 (平成 24 年 4 月) |
|------|--|---|---|
| 行政 | ①首相公選制 | ①首相公選制 | ①「この憲法に特別の定めのある場合を除き」行政権は内閣に属する ②文民要件の明確化（現役の軍人でなければ大臣になることができる） ③首相の職務の臨時代行 ④行政各部に対する首相の指揮監督・総合調整権 ⑤首相の衆議院解散決定権 ⑥内閣の法律案提出権の明記 ⑦政令の制定を法律に基づくものに限定 |
| 司法 | ①内閣の憲法解釈の変更等について抽象的合憲性審査権を有する憲法裁判所又は最高裁判所憲法部の設置（憲法保障体制の強化） | ①憲法裁判所の設置 （「消費税・原発・自衛権に関する見解」では、憲法裁判所又は最高裁判所憲法部等の実現にまい進する、としている） | ①最高裁判所裁判官の国民審査の方法を法律に委任 ②裁判官の報酬減額禁止規定の緩和 ③下級裁判所裁判官の任期を法律に委任 |
| 財政 | | ①強力な会計検査機関（米国会計検査院（GAO）型）を国会に設置 | ①財政健全主義規定 ②補正予算規定 ③暫定予算規定 ④国会の議決を経て毎会計年度の予算を翌年度以降においても支出できることを明記 ⑤社会的儀礼・習俗的行為の範囲内における宗教上の組織又は団体への公金支出の許容 ⑥現行憲法第 89 条（公金支出制限）の「公の支配に属しない」を「国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない」に改める ⑦国会による決算の承認 ⑧会計検査院の検査報告の内容の予算案への反映 |
| 地方自治 | ①日本型州制度への移行（国の役割を外交、安全保障、マクロ経済等に絞り込み強化） | ①広域地方政府としての道州制導入 ②国の役割を外交、安全保障、マクロ経済政策等に集中し強化 | ①地方自治の本旨の内容の明確化 ②基礎地方自治体と広域地方自治体による 2 層制 ③国と地方自治体の協力、地方自治体間の相互協力 ④地方自治体公務員の選挙権を日本国籍保有者に限定 ⑤地方自治体の財政自主権 ⑥国による地方財政の保障義務 ⑦地方自治特別法に関する規定の趣旨の明確化 |

| | 次世代の党「基本政策」 (平成 26 年 8 月) | 維新の党「基本政策」 (平成 26 年 9 月) | (参考) 自由民主党「日本国憲法改正草案」 (平成 24 年 4 月) |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------|---|
| 改正手続 | ① (国会による) 憲法改正発議要件の緩和 | ① (国会による) 憲法改正発議要件の緩和 | ①国会の発議は、各議院の総議員の過半数の賛成による議決とする ②国民投票における承認の要件を有効投票の過半数の賛成と明記 |
| 最高法規・ 緊急事態・ その他 | ①国家緊急権に関する規定 | | ① a 現行憲法第 97 条 (基本的人権に関する規定) の削除 b 国民の憲法尊重義務 ②第 9 章「緊急事態」の追加 a 首相による緊急事態の宣言 b 当該宣言の国会による承認 c 100 日を超えて緊急事態宣言を継続するための国会の事前承認 d 緊急事態宣言下における法律と同一の効力を有する政令の制定、首相による財政上の必要な支出及び地方自治体の長に対する指示、これらについての国会の事後承認 e 国その他公の機関の指示に対する国民の遵守義務 f 緊急事態における衆議院の解散の禁止 ③国旗 (日章旗)・国歌 (君が代) の尊重及び元号に関する規定 |

(2) 民間団体による提言

| | 新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議） 「新憲法第3次案」（平成19年） | 産経新聞社「産経新聞「国民の憲法」要綱」 （平成25年4月） |
|---------------|--|--|
| 前文 | <ul style="list-style-type: none"> ①文化と伝統の象徴である天皇を中心とした独特の歴史（和の国民性、進取の気性により他国文化を摂取・同化し独自文化形成） ②祖国愛、国防義務 ③自由・平等・権利・責務の均衡を図った真正な民主主義の下での福祉社会・持続可能な社会の実現 ④世界的な問題の解決、全地球的恒久平和、地球環境保全への積極的関与 ⑤国民自らの手による憲法制定を達成したことへの誇り ⑥国家の独立・繁栄、世界平和のための努力 | <ul style="list-style-type: none"> ①悠久の歴史をもち、天皇を国の基とする立憲国家 ②建国以来の国民の歴史（天皇を国民統合のよりどころとした尊厳ある近代国家の形成、海洋国家としての独自の文明の構築、和の精神と国難に赴く雄々しさのかん養、多様な価値観の認容、進取の気性と異文化との協和による固有の伝統文化の創出、大戦による荒廃からの復興、自然災害の超克） ③国際社会での役割（国際社会の中に枢要な地位を占め、国際規範を尊重し、協調して重要な役割を果たす覚悟） ④国の目標（基本的人権の尊重、議会制民主主義、国民の福祉増進、活力ある公正な社会の実現、独立自存の道義国家の実現（国家目標）、人種平等の尊重、民族の共存共栄の推進、国際社会の安全と繁栄への積極的貢献） ⑤恒久平和の希求と国の主権・独立・名誉を守る決意 |
| 国民主権・ 天皇 | <ul style="list-style-type: none"> ①天皇が元首であることの明記 ②天皇は、国と国民を代表するとともに伝統・文化・国民統合の象徴 ③皇位の継承に際しての元号制定 ④天皇の国事行為に対する内閣の「助言と承認」ではなく「助言」のみ ⑤列挙された国事行為以外にも必要な行為を準国事行為とする ⑥皇室財産規定の「第7章 財政」からの移動 ⑦国民主権の明記 | <ul style="list-style-type: none"> ①天皇を国の永続性及び国民統合の象徴とする立憲君主国であることを国柄として明記 ②天皇が元首であることの明記 ③皇位の男系子孫による継承の明記 ④公的行為の明記（伝統に基づく皇室祭祀、象徴としてふさわしい行為等） ⑤天皇の国事行為等に対する内閣の「助言と承認」ではなく「補佐」 ⑥（首相・最高裁判所長官に加えて）衆参議長の任命を国事行為とする ⑦元号の制定（国事行為として明記） ⑧皇室典範の改正には皇室会議の議を経ることを明記 ⑨皇室財産規定の「第7章 財政」からの移動 ⑩国民主権の明記 |
| 安全保障・ 国際貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ①世界平和・地球環境保全・地球安全保障の理念 ②国際社会・国際機構への積極的参加（軍事力行使含む） ③自衛権の明記 ④国防軍の保持、軍の政治への不介入、最高指揮権の首相への帰属 ⑤国家緊急事態以外での国防軍の出動に対する国会承認の必要性 ⑥武官の人権制限、軍事刑法 | <ul style="list-style-type: none"> ①国際紛争の平和的解決への努力 ②軍の保持（目的：国の独立・安全、国民の保護、国際平和への寄与） ③首相による軍の最高指揮権の行使 |

| | 新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議） 「新憲法第3次案」（平成19年） | 産経新聞社「産経新聞「国民の憲法」要綱」 （平成25年4月） |
|---------|--|---|
| 国民の権利義務 | <ul style="list-style-type: none"> ①外国人に対する人権規定の適用は法律で定める ②「個人として尊重」でなく「社会の成員として尊重」 ③（人権制約原理としての）「公共の福祉」を「公共生活の保持」「一般の福祉」「公共の秩序」「公共の利益」等に変更 ④「憲法秩序の擁護」、「公共生活の保持」等に必要な限度を除いては法律による人権の制限を禁止 ⑤障害者の差別の禁止 ⑥人格権、私事に干渉されない権利（プライバシー権） ⑦政教分離規定の緩和（社会的儀礼の範囲での特定宗教との関わりを許容） ⑧知る権利 ⑨憲法秩序の破壊等を目的とし、具体的活動に及んだ結社の禁止 ⑩国による農業の保護 ⑪国による家庭の尊重及び保護、家庭の運営に対する国民の責任 ⑫科学、芸術その他の文化振興に対する国の責務 ⑬環境権及び良好な環境に関する国及び国民の責務 ⑭児童・年少者の健全育成に対する国の使命 ⑮国籍の公務就任要件化 ⑯職務の性質に応じた公務員の権利の制約・責務の加重 ⑰憲法及び法律遵守の責務 ⑱国防の責務 ⑲国家緊急事態下における協力の責務 ⑳公共財保守の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ①国の発展に寄与するように努める責務 ②国旗・国歌の尊重義務 ③権利は義務を伴うことを明記 ④「国の安全・公共の利益・公の秩序」の維持のため、法律により人権制限可能 ⑤（人権制約原理としての）「公共の福祉」を「国の安全・公共の利益・公の秩序」等に変更 ⑥国防の義務、社会公共に奉仕する義務、法令遵守義務 ⑦公務員の自由・権利の法律による制限 ⑧在留制度下での外国人の権利の保障（性質上国民に限られるものを除く） ⑨人間の尊厳の不可侵 ⑩名誉・肖像に関わる人格権 ⑪家族の尊重及び国・社会による保護 ⑫家族の相互扶助（努力義務） ⑬政教分離規定の緩和 ⑭道徳・青少年の保護のため、法律により表現の自由の制限可能 ⑮報道の自由、知る権利 ⑯私生活及び個人情報の保護 ⑰情報開示請求権、国・地方自治体の情報公開義務 ⑱国による知的財産の保護（努力義務） ⑲環境権及び環境保全に努める義務 ⑳良好な自然環境及び生態系の保全に努める国の義務 ㉑国による教育政策の策定・実施 ㉒犯罪被害者・遺族の権利（国の救済を受けることができる） ㉓国民の司法参画の機会の保障 |

| | 新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議） 「新憲法第3次案」（平成19年） | 産経新聞社「産経新聞「国民の憲法」要綱」 （平成25年4月） |
|----|--|--|
| 立法 | <ul style="list-style-type: none"> ①1院制国会 ②第三者機関による選挙法原案の作成 ③緊急事態発生時の議員任期延長 ④議員の就任宣誓・欠格事由 ⑤大臣の国会出席義務の緩和 ⑥議会制民主主義の明記 ⑦政党の結成の保障（国の存立を危うくすることを目指す政党は違憲） | <ul style="list-style-type: none"> ①国会を国権の最高機関等とする規定を設けない ②参議院議員は直接選挙又は間接選挙で選出 ③衆議院議員の選挙区の決定方法 ④政党の設立及び活動の自由の保障、国費助成を受ける権利、憲法・法令の遵守義務 ⑤立法期制の採用（衆議院議員の任期を立法期とし、次の立法期には案件は継続しない。会期自体は残す。） ⑥法案の衆議院での過半数による再議決（参議院の議決から30日の経過が必要）（送付後60日経過のみなし否決規定は設けない） ⑦法律で定める公務員の就任に対する国会の同意（参議院先議） ⑧裁判官の弾劾における役割分担の明確化（衆議院：訴追、参議院：裁判） ⑨参議院に行政監視院を設置 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ①内閣の法律案提出権の明記 ②文民要件の明確化 ③内閣の意思決定 ④首相の臨時職務代行者規定 ⑤国務大臣の就任宣誓 ⑥国務大臣の行為の制限 ⑦行政情報の公開原則（行政情報の国民所有原則の明確化、行政情報の公開の原則） | <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政委員会の設置規定 ②文民要件の明確化 ③首相の臨時職務代行者規定 ④行政各部に対する首相の指揮監督・総合調整権 ⑤内閣の法律案提出権の明記 |
| 司法 | <ul style="list-style-type: none"> ①国民審査規定は設けない ②対審公開義務の緩和 ③憲法裁判所の設置（抽象的審査：3分の2の国会議員又は内閣の提訴、付随的審査：裁判所又は当事者の要求）（定員15名、3分の1ずつ国会議長、首相、最高裁判所長官が任命） ④憲法裁判所裁判官の就任宣誓 ⑤軍事裁判所（首相が統括管理） | <ul style="list-style-type: none"> ①軍事裁判所の設置（平時においては最高裁判所が終審裁判所） ②国民審査規定、裁判官の報酬減額禁止・定年規定は設けない ③対審公開義務の緩和 ④最高裁判所内に憲法裁判部を設置（裁判官は最高裁判所裁判官による互選。具体的争訟事件において下級審から憲法判断を求められた場合に判断。必要に応じて大法廷に回付） |

| | 新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議） 「新憲法第3次案」（平成19年） | 産経新聞社「産経新聞「国民の憲法」要綱」 （平成25年4月） |
|---------------|--|---|
| 財政 | <ul style="list-style-type: none"> ①財政健全化規定（努力義務） ②公金支出制限の緩和（公の支配に属しない教育等を対象から除外。皇室の祖先及び戦没者の霊廟の例外化） ③継続費規定 ④予算不成立の場合の措置（法定事項等への支出を可能とする） ⑤国会による決算の承認 | <ul style="list-style-type: none"> ①国・地方自治体の財政健全化規定（努力目標） ②継続費規定 ③公金の濫用の禁止（教育等の事業に対する公金助成の法定） ④予算不成立の場合の措置（暫定期間に限り必要な支出が可能） ⑤内閣の国会に対する決算の提出・財政状況の報告に関する規定は設けない ⑥会計検査官の任命規定（国会の同意を得て内閣が任命） |
| 地方自治 | <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体の役割（国と協同して国民の福祉の増進に努める） ②首長及び地方議会議員の欠格事由 ③国家緊急事態下における地方公共団体の権限（内閣の直接の指揮下へ） ④地方自治特別法に対する住民投票制度の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ①地方自治体の責任の下で住民の意思に基づき自主的に行われるという地方自治の原則の明記（地方自治の本旨の内容の明確化） ②市町村及び広域地方自治体の2層制（道州制に対応可能） ③国との協力規定 ④地方選挙権の国籍要件の明記 ⑤課税自主権及び国の財政措置 ⑥地方自治特別法に対する住民投票制度の廃止 |
| 改正手続 | <ul style="list-style-type: none"> ①憲法改正案の提出権：3分の1の議員又は内閣 ②定足数：在籍議員の3分の2以上 ③改正要件：a 出席議員の3分の2以上の賛成、又はb 出席議員の過半数の賛成かつ国民投票での有効投票の過半数の賛成 ④国家緊急事態等における憲法改正の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ①各議院の総議員の過半数の賛成及び国民投票での有効投票の過半数の賛成 |
| 最高法規・緊急事態・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ①国家緊急事態（首相による国家緊急事態宣言・緊急命令（事前又は事後の国会承認）、政令による緊急措置（国会の事後承認）） ②国家緊急事態下における国民の協力の責務 ③国旗（日の丸）・国歌（君が代）に関する規定 ④憲法尊重擁護義務規定の削除（代替として、国会議員等の宣誓規定あり） ⑤国民の憲法（及び法律）遵守の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ①領土規定 ②国が主権・独立を守る義務、国民を保護する義務 ③国旗（日章旗）・国歌（君が代）に関する規定 ④国民の憲法遵守義務 ⑤緊急事態（事前又は事後の国会承認の下に首相が宣言、法律に代わる政令・緊急財政処分（国会の事後承認が必要）、私権の制限） |